

総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則及び総社市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第15号

総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則及び総社市消防団規則の一部を改正する規則

(総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則(平成21年総社市規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
総社市労働福祉会館	総社市 <u>駅南一丁目5番地7</u>	総社市労働福祉会館	総社市 <u>真壁661番地1</u>
略		略	
総社市勤労者総合福祉センター	総社市 <u>駅南一丁目5番地7</u>	総社市勤労者総合福祉センター	総社市 <u>真壁661番地1</u>
略		略	

(総社市消防団規則の一部改正)

第2条 総社市消防団規則(平成17年総社市規則第164号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1(第2条,第7条関係)			別表第1(第2条,第7条関係)		
方面隊名	分団名	管轄行政区域	方面隊名	分団名	管轄行政区域

改正後			改正前		
中部	総社	駅前一丁目，中央二丁目，中央四丁目，中央五丁目，総社一丁目，総社二丁目，総社三丁目，総社の一部，井手，刑部，福井，泉，小寺，門田，井尻野	中部	総社	駅前一丁目，中央二丁目，総社一丁目，総社二丁目，総社三丁目，総社，井手，刑部，福井，泉，小寺，門田，井尻野
	常盤	駅前二丁目，中央一丁目，中央三丁目，中央六丁目，駅前一丁目，駅前二丁目，総社の一部，溝口，真壁，中原，三輪		常盤	駅前二丁目，中央一丁目，中央三丁目，中央四丁目，中央五丁目，中央六丁目，総社の一部，溝口，真壁，中原，三輪
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日から施行する。